

(参考)

長期研修中の労災保険加入について

○ 労災保険とは

労働者の業務上の事由又は通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。

労働者が業務上負傷等をした場合は、使用者は療養に必要な費用を補償する義務がありますが、労災保険により保障が受けられる場合は、使用者は保障する必要はありません（労災保険料の負担は事業主）。

研修タイプ	事業形態	労災保険
雇用型 独立型	・ 法人事業所 ・ 個人事業所 (労働者常時5人以上又は漁船総トン数5トン以上)	強制加入
	・ 個人事業所 (労働者常時5人未満かつ漁船総トン数5トン未満)	任意加入

- 研修生の待遇改善のため、長期研修中に研修生を漁業に従事させる場合は、あらかじめ労災保険へ加入しなければなりません。
- 任意加入の事業形態の者が労災保険に加入する場合は、本事業により研修生の保険料の実費相当額を助成します。
- なお、独立型研修であって、複数の指導者により1人の研修生を指導するような場合、労災保険の手続きが非常に煩雑になることから、漁協が指導者（2次受入機関）となり、労災保険に加入することも可能です。